

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第19条中第10号の次に次の1号を加える。

（10の2）祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること

第20条第2項中「第10号」を「第10号の2」に改める。

第22条第2項及び第23条第2項中「及び第10号」を「、第10号及び第10号の2」に改める。

第42条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第42条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する防火対象物及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、この条例による改正後の大阪市火災予防条例第42条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成26年 5 月 2 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準並びに自動火災報知設備に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市火災予防条例（抄）

（液体燃料を使用する器具）

第19条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)－(10) 省 略

（10の2） 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する
場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること

(11)－(15) 省 略

（固体燃料を使用する器具）

第20条 省 略

2 前項に規定するもののほか、固定燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1
号から第10号 までの規定を準用する。
第10号の2

（電気を熱源とする器具）

第22条 省 略

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第1
号から第8号まで及び第10号**及び第10号の2**の規定（器具の表面に可燃物が触れた場合に当該
、
可燃物が発火するおそれのない器具にあつては、同条第2号及び第6号から第8号までの規定
に限る。）を準用する。

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第23条 省 略

2 前項に規定するもののほか、火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の
取扱いの基準については、第19条第2号から第8号まで及び第10号**及び第10号の2**の規定を準
、
用する。

（自動火災報知設備に関する基準）

第42条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

(1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物（建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれか
に該当するものを除く。）で延べ面積が150平方メートル以上のもの

(2)－(4) 省 略
(1) (3)

2 - 3 省 略